

## 令和3年第1回定例会議事日程（第2号）

令和3年3月5日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第3号 吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第10 議案第11号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第8号）について
- 日程第11 議案第12号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第13号 令和2年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第14号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第14 議案第15号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第16号 令和3年度吉富町一般会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 令和3年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 令和3年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第21号 令和3年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第22 議案第22号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第23 議案第23号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第24 議案第24号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第25 議案第25号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について

令和3年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和3年3月5日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月5日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明 教 育 長 江崎 藏 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 瀬口 直美 住 民 課 長 永野 公敏 税務課長会計管理者 小原 弘光	福祉保険課長 守口 英伸 子育て健康課長 石丸 貴之 建 設 課 長 赤尾 慎一 地域振興課長 軍神 宏充 上下水道課長 奥家 照彦 教 務 課 長 別府 真二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 鍛冶 幸平 事 務 局 奥邨 厚志 書 記 小谷瀬鉄平	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に向野議員、中家議員、2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第3号 吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第3号吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。着座にてどうぞ。

○総務財政課長（瀬口 直美君） では、着座にて説明させていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、令和3年度4月1日から、地域包括支援センター業務を吉富町社会福祉協議会に委託するに当たり、委託後の業務が円滑に進み、住民サービスの向上が図られるよう、町として当面の間、当該団体へ人的支援を行うため、町職員を吉富町社会福祉協議会に派遣することとし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定めるところによりまして、職員派遣について必要な事項を定めるものとして、新たに本条例を定めるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例。

第1条、趣旨でございます。条例制定の趣旨としまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるとするものでございます。

第2条、職員の派遣でございます。第1項は、法に基づき派遣できる団体を定めるものでございます。派遣できる団体といたしましては、派遣団体の業務の全部または一部が、町の事務または事業と密接な関連を有するもので、かつ、町がこの施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるといった団体とし、その団体との間の取決めに基づき、派遣先団体の業務に従事させるために職員を派遣することができるものとして、新たに本条例を定めるものでございます。この派遣できる団体に今回派遣を予定しております吉富町社会福祉協議会が対象となっているということでございます。

第2項です。法第2条第1項の条例で定めることとされている職員を規定するものでございます。ここで、条例で定めることとされている職員は、ここで規定する職員は、派遣できない職員ということになります。

第1号臨時的任用職員及び任期付任用職員、第2号非常勤職員、第3号条件付採用職員、第4号定年延長職員、第5号分限処分による休職、懲戒処分による停職にされている職員、職務専念義務を免除されている職員、以上、各号に定める職員につきましては、派遣することができない職員とするものでございます。

第3項です。派遣に伴う取決め事項を定めるものでございます。報酬、いわゆる給料等につきましては法に定められておりますが、その法に定められている以外の取決め事項としまして、第1号福利厚生に関する事項、第2号業務の従事の状況の連絡事項を定めるものでございます。

第3条です。派遣職員の職務への復帰でございます。派遣職員を職務に復帰させる場合を定めるものでございます。

第1号派遣先団体で役職員の地位を失った場合、第2号職員の派遣がこの条例の規定に適合しなくなった場合。第3号派遣先団体との取決め反することとなった場合。第4号派遣職員が心身の故障のため職務遂行に支障がある場合。適格性を欠く場合。それから長期の休業をする場合または刑事事件に関し起訴され休職となった場合。第5号法令等に違反した場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為により懲戒処分を受けた場合。第6号災害等により生死不明もしくは住所不明となった場合とし、このいずれかに該当する場合は職務に復帰させることとするものでございます。

第4条、派遣職員の給料でございます。派遣職員で町の業務や町の施策を補完すると認められる業務に従事する場合は、派遣期間中も町から給料及び各種手当のそれぞれ100分の100以内を支給できるとするものでございます。

今回は、社会福祉協議会で町が委託する包括支援センター業務に従事する予定でありますので、給与は町から支給することとし、負担につきましては社会福祉協議会の負担とするものでございます。

ただ、この社会福祉協議会の負担というものも、町から包括支援センター業務の委託料が支払われておりますので、最終的にはそこから町のほうに入れていただくというふうになるものでございます。

現在、一部事務組合に職員を派遣しておりますが、その職員の給与の支払い方法、負担方法と同様の規定になるかと思っております。

第5条です。職務に復帰した職員に関する職員の給料に関する条例の特例でございます。これは、派遣職員が派遣先でついていた業務において、負傷また疾病により休職となった場合は、当

該業務を公務とみなすというものでございます。

第6条です。派遣職員の復帰時期における処遇でございます。派遣職員が職務に復帰した場合の給与の取扱いについて、職務の級と他の職員との均衡を失しないよう、必要な調整を行うことができるとするものでございます。

第7条、派遣期間中に退職した職員に関する退職手当に係る給料月額の特例でございます。派遣職員が派遣期間中に退職した場合は、前条同様、派遣期間を在職期間から除算しないなど、他の職員との均衡上、必要な取扱いができるとするものでございます。

第8条、企業職員または単純労務職員である派遣職員の給料の種類です。第4条同様、派遣職員が企業職員または単純労務職員であっても、給料及び各種手当を支給できるとするものでございます。

第9条、報告です。任命権者は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後の職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならないとするものでございます。

第10条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることかできないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

また、本会議の質疑、答弁の説明など、今回は、発言は、コロナ感染症予防対策の一環として、着座にて行っていただきます。

以上のようなことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点あります。

今回の場合、任命権者という言葉が出てくるんですけども、それはどなたというか、になるんですかということと、もう一点、第4条の最後のほうです。その職員派遣の期間中給料及び云々のところで、100分の100以内となっているんですけども、100分の100なら分かるんですけども、100分の100以内となったら減額ということもあり得るような気がするんですけども、その辺はどう解釈したらいいんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、任命権者ですが、町長が任命権者ということになっておりますので、任命権者というのは各、例えば教育委員会とかそれぞれの執行機関によって、任命、出向した場合に派遣先という、出向先の長から辞令とが出ているんですが、基本的には一般職の職員、町長の任命権の基に派遣するということになりますので、任命権者は町長ということになります。

次の、第4条の、100分の100以内を支給することができるというものでございますが、これにつきましては、もう100分の100です。基本的には。基本的にはというか、もう100分の100でございます。もうそう解釈していただいて構いません。うたい方として、この100分の100以内ということが、原則というか、通例的な条例の書きぶりになっておりますので、こういうふうな書き方をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、9条は報告のところ、任命権者は町長に報告しなければならないということで、今回は町長が町長にということになるんですね。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今回はそのようになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。着座にてどうぞ。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 失礼いたします。

それでは、御説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

現在、未来まちづくり課長をはじめ全11課長の統括を行う課長職として新たに統括課長の職を設置するに当たり、当該統括課長の職務の級を定める必要がありますので、本条例の一部を改正するものでございます。

近年、社会情勢は目まぐるしく変化し、それに伴って、行政を取り巻く環境も非常に早いスピードで変化しております。併せて、新型コロナウイルス感染症対策など、全庁一丸となって取り組まなければならない業務も増えてきております。以前のような縦割り行政ではなく、各課の事務分掌、その事務分掌の責任を明確にした上で課長職の中心となり横の連携もしっかりと取りながら、また、各課長のリーダーとして、それまでの経験を十分に生かし、町の業務全体を広い視野で把握し、町長の政策に対する考えを正確にスピーディーに職員に伝えられるよう、この統括課長の職を新たに設置し、その職務の級を6級に位置づけるとするものでございます。

なお、この統括課長は、新たに課長を増やすというものではなくて、現課長との兼務ということで予定をしております。

それでは、内容の説明を行います。

議案書6ページをお願いいたします。併せて、付属資料1ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は、右側は現行、左側が改正欄、下線の部分が今回の改正箇所というふうになっております。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表26、級の項を次のように改める。6級、1、統括課長の職務。2、相当困難な業務を処理する課長の職務。

別表2の2というのは、行政職給料表級別基準職務表になっておりまして、この6級に統括課長の職務を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月から施行するというものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 新たに課長職を増やすということじゃなくて、今は、6級の課長職は多分1名だと思います。その方が横すべりするのか、5級の方が6級職の格上げとして位置づけられるのか。そこをちょっと教えてください。



○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 現段階で、4月1日からの人事ということになりますので、現課長が、6級の課長がそうなるのか、課長となった人が6級になるのかというのは、私がお答えをすることはできませんが、あくまでこの統括課長という職についての方は6級に位置づけるというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 困難な時代、大変な時代というのは説明でよく分かりました。従前もこういう……。困難な時代において統括課長の設置を今議会に提案されたということはよく理解できました。従前においても、困難な時代ではないんでしょう。困難というふうな、ここまで困難じゃなかったのかとは思いますが、従前は、今度統括課長に期待している役割は、どの課が担っていたんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 梅津議員がおっしゃられるように、今までも同じような形、あるいは横の連携が必要な業務というのはたくさんございました。それにつきましては、毎週の管理職ミーティング、毎月の課長会、あるいは必要に応じた調整会議というもので調整を行っておりました。

今回、新たに統括課長というものを設けて、全体をきちっと把握していただくということで、じゃ今までそれはどの役職の方がやっていたのかとなれば、今年度で言えば未来まちづくり課長だというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） よく理解しました。

それですね、十分理解できたんですけども、今後、その統括課長と例えば未来課長が統括課長になられたとします。その場合、統括というのは職務的なところで統括される課長だから統括、これ新設ですよ。未来課長というのは住民向けの行政的な運営の中で未来課長という担当があります。普通、呼ぶときは統括課長、未来課長、どのように……。統括課長というのはあくまでも行政的、内部的、機構的、縦割り、横割りの機構の中で統括課長であるならば、ふだんの名称というか、今一例で未来課長と言ったんですけども、それは総務でもいいです、住民でもいいです。それがふだんのあれでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 梅津議員さんがおっしゃられるように、あくまで統括課長とい

うのは課長の中でも統括とするという、そういう組織の中での呼び名になっております。未来まちづくり課長が兼務した場合は、あくまで未来まちづくり課長がその課のそういう呼び名での課長ですので、この呼び名までをどうするというは、私のほうから、統一といったことは考えておりませんが、多分今でも会計管理者あるいは税務課長を兼務しておりますので、その時々に応じた対応をしていただければと思っております。

以上です。

○議員（7番 梅津 義信君） よく理解できました。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第4. 議案第5号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第5号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 7ページ、議案第5号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

次のページをお開きください。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例。平成22年条例第4号の一部を次のように改正する。

第1条中、第25号を第26号に改める。

配付資料付属資料の2ページをお開きください。

本条例は、地域経済を牽引すると認められる事業推進のために取得した施設に課税する固定資産税の課税免除について定める条例であります。

第1条の規定の中で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条のうち地方公共団体等を定める省令、第2条で規定されている免除を行った場合、国の補填措置の対象となる施設でなければ課税免除を行わないとなっていますが、令和2年9月16日に公布された一部改正省令により、この運用省令の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令に改正されたために改正を行うものであります。

議案8ページにお戻りください。

附則において、この条例の施行は公布の日からとします。

以上で説明を終わります。

慎重な御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

着座のままというのは初めてなんです。

○議長（是石 利彦君） 立ってもいいですよ。どちらでもいい。

○議員（5番 山本 定生君） すみません。この条例の改正で、町の実例とか、何か実質的に変わることもあるか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） これはあくまでも引用省令の名称の変更でありまして、実際今行っているこの条例が内容が変わるという点は一切ございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略するこ

とに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第6号 吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の  
設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて**

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第6号吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案9ページ、付属資料3ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現行の条例においては、基金の処分は国保連合会等に支払う保険給付費に不足が生じたときに限られています。しかし、平成30年度の国民健康保険制度改革により、国保財政の運営主体が福岡県となり、町に納付された被保険者の国保税などの原資とした運営費は一旦福岡県に事業費納付金として納付し、町が国保連合会等に支払う保険給付費は福岡県から交付される保険給付費等交付金で賄われることになりました。

このため、今回の一部改正は、基金を処分できる要件に、福岡県へ納付する事業費納付金に要する費用に不足を生じた場合を追加するとともに、基金の名称を変更するものでございます。

それでは、条文を説明いたします。

吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する

条例（昭和39年条例第87号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例。

第1条中、保険給付費支払準備基金を吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金に改める。基金の名称を変更するものでございます。

第5条中、「給付」の次に「及び国民健康保険法昭和33年法律第192号の規定による国民健康保険事業費納付金」を加える。基金を処分できる要件に、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金が不足したときを加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今お聞きしている中で、ちょっと分からない分があります。1つ確認したいんですけど、この条例改正により、町の国保特会や町の一般会計に負担とかなんか支障、支障という言葉はちょっと適切か分からんけれども、問題を生じたりしないのか、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今までどおりでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第7号 ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第7号ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明をいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、企業版ふるさと納税を開始するに当たり、この企業版ふるさと納税の目的に沿い、寄附金を活用できる事業に地方再生法（平成17年法律第24号第5条）の規定により認定された地域再生計画に基づく事業を加えるものであります。

そもそもこの企業版ふるさと納税というものが、国が認定しました地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をするというもので、本町もこの地域再生計画に基づく事業の財源として企業版ふるさと納税を開始するに当たりまして、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容の説明を行います。

議案書12ページをお願いいたします。併せて、付属資料4ページの新旧対照表を御覧ください。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例。ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、第5号を第6号とし、第4号の次に、次の1号を加える。

第5号で地方再生法（平成17年法律第24号第5条）の規定により認定された地域再生計画に基づく事業、これを事業の区分に加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 地域再生計画に基づく事業とあるんですけども、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、瀬口総務財政課長のほうから、企業版ふるさと納税につきましては、国から地方再生法の認定を受けた市町村が実施する地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に税制の優遇措置を受けられるという仕組みになっております。

この地域再生計画についてですが、本町では国に令和2年3月31日付で、令和2年3月に作成しております吉富町のまち・ひと・しごと創生推進計画、この計画をもって地域再生計画とするという認定をいただいておりますので、このまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられております各種事業について、ふるさと納税、企業から頂いた場合には適用されるということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第7号ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

**日程第7. 議案第8号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第8号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書の14ページ、付属資料の5ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

福岡県重度障害者医療支給制度が令和3年4月1日から改正され、対象者の支給認定において所得制限を緩和する年齢が12歳から15歳に引き上げられたため、本町においても同様な改正をするとともに、本条例において引用する法律の条項にずれが生じているため、これらを改める

ものがございます。

それでは、条文の説明を行います。

吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中、「12歳」を「15歳」に、「児童手当施行令」を「児童手当法施行令」に改め、同条第1項中、「12歳」を「15歳」に改める。

第3条第2項は、支給対象者から除外されるものを規定するものがございます。

第5号では、扶養義務者の所得制限を規定しています。所得制限が緩和される年齢を「12歳」小学生です。から「15歳」中学生に引き上げるものがございます。

第3条第4項は、その所得を算出する基礎を定めるものがございます。所得算出の基礎を緩和する年齢を、同じく「12歳」小学生から「15歳」中学生に引き上げるものがございます。

第13条第1項中、「同条第15項」を「同条第17項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同条第2項中、「同条第2項」を「同法第6条の2の2第3項」に改める。

いずれも引用する法律の条項にずれが生じているため改めるものがございます。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

なお、今回の改正は、福岡県条例の改正及び法律の改正にあわせるもので、町単独の改正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法改正ですから、県の条例改正ということなので、町独自ではないということです。そのことはいいんですが、今回、12歳から15歳、いわゆる小学生から中学生に上限を改めるという内容になっています。このことによって何か対象者、いわゆる重度障害者とか、この方たちにとってこれはメリットなのか。それで町は福祉のほうに力を入れていますが、町にとってメリットがあるのか。そういったものを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） これメリットでございます。所得制限によって対象者が除外される方がいらっしゃるんですけども、その所得を緩和するという制度でございますので、メリットになると思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。もう少し分からんようになったんですけども、年



齢を12から15歳に引き上げるということが所得制限の緩和につながるというんですか。すみません、もうちょっと説明してくれないと分からない。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今まで所得制限が緩和されていた人が12歳までだった。対象者の年齢が。それを15歳まで拡大するというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第9号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第9号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書の16ページ、付属資料7ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義

が改められたため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文を御説明いたします。

吉富町国民健康保険条例（昭和34年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中、（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）その第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症を（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。以下同じ）に改める。

新型コロナウイルス感染症の定義をここの定義にあわせるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、今回の改正は法律の改正に伴うもので、町単独の改正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法改正ということなので、この条例自体にどうのこうのじゃないんですか。ここに中華人民共和国から世界機関に対してという一文が今回入っています。

今、世間でよく言われていますけれども、イギリスでの変異株とかアフリカの変異株というのがいろいろ言われていますけれども、これ特定することによって何かそういうのが対象外になったりとか、そういうことはないんですか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） あくまでも法律に基づいて、法律に沿って行っておりますので、法の規定定義に沿った改正ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決しました。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第10号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第16号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第10号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第16号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第16号）については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第10. 議案第11号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第8号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第11号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ。

次に6ページ、事項別明細書総括歳入。7ページ、同じく総括歳出。次に歳入、8ページ、9ページ、10ページ。山本議員。何ページですか。

○議員（5番 山本 定生君） 9ページ。いいですか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○議員（5番 山本 定生君） 4款県支出金の1項1目の2節の保険給付費等交付金で、保険者努力支援分というのがあるんですけども、これはちょっと今まで気づかんかった。これはどういうものなんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

保険者努力支援分につきましては、医療費の適正化を図るために健康診査あるいは保健指導等を行うものについて支援をするという県からの支援を、交付金として支援を受けるというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

11ページ、12ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、出産育児一時金が減額されていますが、最終的に何名ぐら  
いか教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今現在、1名でございます。今後1名が予定されているんです  
けれども、予算としてはあと3名分を確保しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 13ページ、14ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、補正予算書給与費明細書、15ページ。16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は福祉産業建設委員会に付託  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号令和2年度吉富町国民健  
康保険特別会計補正予算（第8号）については、福祉産業建設に付託いたします。

日程第 1 1. 議案第 1 2 号 令和 2 年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

について

○議長（是石 利彦君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号令和 2 年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ。歳入 2 ページ。歳出 3 ページ。次に 4 ページ。事項別明細書総括歳入。5 ページ、同じく総括歳出。次に、歳入 6 ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出 7 ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 1 2 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号令和 2 年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第 1 2. 議案第 1 3 号 令和 2 年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号令和 2 年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ。歳入 2 ページ。歳出 3 ページ。次に 4 ページ。事項別明細書総括歳入。5 ページ、同じく総括歳出。次に、歳入 6 ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出 7 ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号令和2年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 議案第14号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第14号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画、収益的収入及び支出。2ページ、資本的収入及び支出。3ページ、予定貸借対照表。4ページ、5ページ。補正予算明細書収益的収入及び支出。6ページ、資本的収入及び支出。7ページまで。山本議員。ページを言って。

○議員（5番 山本 定生君） 最後、7ページ。資本的収入及び支出の、支出の部門で、幸子の浄水場の送水施設ですか。施設の設計をやっていると思うんですが、内容の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 令和2年度におきまして実施をしている幸子浄水場送水施設基本設計業務ではありますが、今現在まだ履行期間中といたしますか、委託をしている最中、まだ最終的な報告書は上がってきておりませんが、幸子浄水場から途中の着水井といたしますか、ポンプ場があるんですが、そこを介さずに、直接、新しくできた2つの配水池に送水ができないか、そういったところを、機械的あるいは勾配的、高さ的、そういったこと、あらゆる面を今現在洗い出しまして検討しております。大体それは、方向性としてしましては、こういった方法、改良が可能であるという方向性で現在整備を進めております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 6ページ、収益的収入及び支出の支出で、1款1項営業費2目の配水及び給水費と思いますが、検針の業務委託料というのがあったと思います。昨年の夏でしたか、委託者は不具合といいますか、かで、課のほうで対応していたようなことがあったと思います。その委託料につきまして、減額がなされたんでしょうか。また、業務者の問題は収まったんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

令和2年度夏頃でした。ちょうど検針員1名、業務委託をして行っているんですが、全面的にということではなくて、ちょうど病気でちょっと病院通いというようなことが重なったものから、一部を職員でその分を賄ったということで、全く検針の費用が、支出が丸々浮いたとかそういうことではございません。どうしても全町を検針員が1人で回っているんですが、その間、何日間か検針にまえなかった。そういった日がありましたものですから、そこは職員でカバーしよう。そういった月が3か月ほどありましたが、今回、減額というような形では、少し若干費用につきまして確かに支出をしておりませんので残額はありますが、その分は今回の補正には計上をいたしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今の質問と関連するんですけれども、その検針員の方は、ということは、メーター1個当たり幾らみたいな形の契約になっているのかな。ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 1件当たり、今現在、単価を70円として設定しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第 1 4. 議案第 1 5 号 令和 2 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 6 号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第 1 4、議案第 1 5 号令和 2 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ。補正予算実施計画、収益的収入及び支出、2 ページ。資本的収入及び支出、3 ページ。予定貸借対照表、4 ページ、5 ページ。補正予算明細書、収益的収入及び支出 6 ページ、7 ページ。資本的収入及び支出、8 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5 番 山本 定生君） 下水について、先日の広報ですか。あれに途中の送るポンプかなんかにすごいごみが詰まって大変であるという話が出ていましたけれども、大体年間でどれぐらいの支出、本来かけなくてもいいものにといい方もある。どれぐらい経費がかかっているか、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 現在、マンホールポンプといいまして、現在の下水道のパイプなどが勾配に沿って上流から下流に流れていくわけなんですけど、どうしても水路越しとかそういったところで一旦下がったものをもう一度上げてということでマンホールポンプを用いましてポンプアップをして、またそこから流れ出す。そういったポンプに異物が引っかかるというようなことです。

そういった管理も含めまして、現在、豊前清掃社のほうに委託管理をして行っております。その委託費の中で分解整備を行っていただいております。タオルであるとか、おむつ類、水に溶けないビニール類、そういったものが年間に七、八回程度、今年度は現在 8 回程度行ってます。そういった中で対応しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） ただいま議題となっております議案第 1 5 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第 1 5 号令和 2 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 6 号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。11 時 10 分といたします。



午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15、議案第16号 令和3年度吉富町一般会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第16号令和3年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

ここで、建設課長からの発言を許します。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 本日、お手元にごございます定例町議会付属資料中、8ページをお開きください。

令和3年度工事及び業務委託箇所位置図ナンバー1の図面がございますが、8ページ、付属資料。よろしいでしょうか。この図面上、図面の真ん中の左側に載っておりますのが、⑤の2道路更新防災対策事業橋梁定期点検業務委託（土屋橋）、⑤の2と表示しておりますが、⑥の2の誤りがございますので、訂正をよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号令和3年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和3年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

執行部からのページを追って順次説明を求めます。

予算書1ページ、同じく9ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明をさせていただきます。

これから先、各課長が御説明をさせていただきますが、ちょっとその前に私から、今回の一般会計予算の概要説明について少しお話をさせていただきます。

令和3年度の当初予算は、議案の付属資料の別冊としまして一般会計予算の概要を作成し配付をさせていただいております。新規事業をはじめ主な事業につきましては、それぞれの事業ごとに歳入歳出の予算書の掲載ページや事業内容など、詳細に資料に記載しておりますので、本日のこれからの各課長の説明につきましては要点を絞っての説明とさせていただきますことをまずお

話しさせていただきます。

予算書9ページでございます。債務負担行為です。事項、団体内統合宛名サーバ更新事業、期間、令和4年度から令和8年度、限度額、893万7,000円でございます。

現在導入しておりますサーバの更新を行うもので、電算システムの入替えに合わせまして、令和3年8月から5年間リースとして更新事業を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 続きまして、2項土地評価システム更新及び土地評価業務委託事業、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額、1,053万7,000円を計上しています。

当該事項は、固定資産税算定のための土地評価業務に関する支出であります。

土地評価業務を行う上で欠かせない地番図データ、これは本町の全域図に1筆ごとの境界線を落とした図面データと御座います。これを作動させるための土地評価システムリース及び状況類似地区標準宅地及び路線価の価格形成要因の調査あるいは土地の分筆、合筆など、移動による地番図データの更新などの基礎的な部分の土地評価業務の委託であります。

まず、土地評価システムの現リース契約は令和3年8月に終了するため、令和3年9月から令和6年3月までの2年7か月間の再リース契約を計画しております。

令和3年度は、2款2項2目賦課徴収費に、土地評価システムリース料128万5,000円のうち52万9,000円を歳出予算計上をしております。

令和4年度と令和5年度で限度額181万4,000円を債務負担行為として計上します。

次に、土地評価業務委託は、土地評価システム再リースの契約期間に合わせて令和3年度から令和5年度までの3年間の委託契約を計画しております。令和3年分につきましては、先ほど同様、賦課徴収費に土地評価業務委託料370万7,000円を歳出予算計上して、残りの令和4年度と5年度につきましては限度額872万3,000円を債務負担行為として計上しております。

財源につきましては、一般財源であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 10ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 10ページ、地方債でございます。

まず、一番上、起債の目的、臨時財政対策債、限度額1億円でございます。対前年度につきまして2,500万円の増額でございます。地方の財源を補う不足分として毎年発行されるもので、

元利償還金の100%が基準財政需要額に算入されます。

その下、公共事業等債、限度額1,660万円でございます。国庫補助事業の財源として起債するもので、補助対象事業費から国庫補助金を除いた町負担分に充当可能で、充当率が90%、その内40%は財源対策債分として元利償還金の50%が交付税措置されるというものでございます。

令和3年度は、狹隘道路整理分として370万円、道路更新防災対策事業分として1,290万円を予定しております。

次に、公営住宅事業債です。限度額9,780万円でございます。幸子団地改修工事の財源としまして起債するものでございます。国庫補助金を除いた町負担分に充当可能で、充当率といたしましては100%、交付税措置はございません。

次に、地方道路等整備事業債1,940万円でございます。市町村が単独事業として実施します道路整備事業の財源として起債するものです。充当率90%で、交付税措置はありません。先ほどの公共事業等債の対象事業の町単独事業分と福岡県景観整備事業の町負担分の財源としてするもので、それぞれ1,020万円、920万円となっております。

次に、一般単独事業債、限度額590万円でございます。地方単独事業の財源として起債するものです。県費補助金を除いた町負担分に充当するもので、充当率75%、交付税措置はありません。漁港施設等耐震、対津波費の診断業務に370万円、漁港内水銀灯LED化に220万円の起債でございます。

最後の施設整備事業、一般財源化分の起債でございます。限度額520万円で、こどもの森遊具新設事業の財源として、以前であれば同様の事業で交付されておりました国庫補助金相当額について、充当率100%、元利償還金の70%が交付税措置されるということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入14ページ、15ページ。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 税の総額について説明します。

令和3年度当初予算では、税の総収入額を7億1,694万7,000円と見込み、同額を予算計上しております。このため、留保財源はありません。

なお、昨年度の税の総収入見込額は7億4,039万8,000円で、2,345万1,000円を減額となっております。

減額となる2つの理由について説明いたします。

1つが、新型コロナの影響による収入の減収を直接的な理由とする個人町民税、法人町民税の減額を、計1,933万1,000円と見込んでおります。もう一つが、3年ごとに行う経年劣化による家屋評価額の減額による固定資産税の減額を約900万円と見込んでおります。

なお、個別の町税収入見込額につきましては、一般会計予算の概要に掲載しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 16ページ、17ページ、18ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 10款1項1目地方交付税で、まず、1節の普通交付税10億円でございます。令和2年度交付見込額及び令和3年度の国の地方財政計画の伸び率等を考慮しまして、対前年度で4,000万円の増額でございます。

同じく2節特別交付税7,000万円でございます。普通交付税同様、2年度の実績見込みと地方財政計画の伸び率に加えまして、3年度実施予定の特別交付税対象事業等を考慮して、対前年比で1,000万円の増額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 19ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 19ページの一番下です。12款2項1目介護予防事業分担金の1節の介護予防事業分担金です。これが前年より386万3,000円増額をいたしております。これは、福岡県介護保険広域連合から介護予防地域支援事業分配金として交付されるものですが、増額のうち272万8,000円は、令和3年4月から、吉富町地域包括支援センター業務を吉富町社会福祉協議会に委託することに伴い、社会福祉協議会の正規職員となる人件費の増額分でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 20ページ、21ページ、22ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 22ページの下欄です。14款1項1目の民生費負担金のうち、3節障害者福祉費負担金でございます。前年より1,280万7,000円減額しております。これは、障害者サービス事業費に対する2分の1が負担金として国から交付されるものですが、前年度までは障害者サービスの交付決定者数で事業費を算定しておりましたが、交付決定を受けてもサービスを受けないケースがあるため、本年度は過去からの実際の利用者実績により事業費を算定したため、減額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 23ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 14款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費補助金2節社会資本整備総合交付金の町営住宅分として3,825万8,000円、これ補助率は45%で、現在進めております幸子団地の改修に伴う補助金でございます。

次に、同じく社会資本整備総合交付金の狭隘道路整備分として450万5,000円、これは、補助率は50%でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 24ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 同じく14款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費補助金2節道路工事費防災対策事業費補助金として1,999万7,000円。これにつきましては、現在進めております佐井川橋の改修に伴う補助金でございます。

なお、補助率は0.5665でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 2項国庫補助金5目総務費補助金2節地方創生推進交付金685万円でございます。本町で28年度から5年間で取り組んでまいりました女子集客のまち推進事業の発展事業として交付金を活用し取り組みたいと考えているところです。

詳しくは歳出で説明させていただきますが、まちづくり会社の地盤固め、マルシェ事業の継続・発展、特産品開発などを行いたいと考えております。

予算額につきましては、補助対象事業費1,370万円の補助率2分の1を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 24ページいいですね。25ページ。26ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 26ページ、2項県補助金1目総務費補助金1節総務費補助金の中の生活交通確保対策補助金78万1,000円です。内訳といたしましては、築上東部乗合タクシーが16万6,000円、コミュニティバス豊前中津線5万7,000円です。県補助金の交付要綱で収支率が25%以上の路線につきましては、運行委託料の14%が補助金として交付をされます。

それと、デマンドタクシーにつきましては、55万8,000円としています。新規開設路線に係る補助金の交付額は、路線を開設した年度を含め3年間の補助となっております。補助率は、初年度が運行委託料の30%、2年目25%、3年目は20%となっています。ただし、本年度の補助金につきましては、この補助対象期間が補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間となっているために、4月から9月までの半年分の補助金となっております。

町内巡回路線につきましては、収支率が25%未満のため、平成30年度から令和2年度までの3年間は8%の補助率で、27万7,000円の補助を受けられておりましたが、収支率は25%に達していないため、令和2年度で補助は終了となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 27ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 15款2項2目民生費補助金2節の児童福祉費補助金の下から4行目保育対策総合支援事業費補助金です。これにつきましては、認可外保育所が認可化に向けて移行の支援を行うために、課題把握に関する調査や計画書の作成、助言を受けるための委託料等の費用となっております。

認可化移行可能性調査支援事業が43万2,000円、認可化移行助言指導支援事業が38万5,000円の計上となっております。県費補助金で4分の3の補助というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 28ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費補助金3節水産業費補助金、福岡県漁港等施設改修事業でございます。内容は、漁港施設の耐震・対津波の機能診断業務委託が500万円、それから吉富漁港内の水銀灯のLED化32か所が300万円、合わせて800万円でございます。

なお、補助率は50%でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 29ページ、30ページ、31ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 31ページ。17款1項寄附金2目のふるさと吉富まちづくり応援寄附金で、本年度3,000万円でございます。令和2年度現より2,999万9,000円の増額となっております。

これにつきましては、令和2年度の実績の見込みによりまして、令和3年度は3,000万円ということで計上をさせていただいております。

引き続きまして、18款繰入金1項1目基金繰入金で、1節の財政調整基金繰入金でございます。令和3年度は、1億6,650万円の計上でございます。対前年度比で3,210万円の減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 同じく18款繰入金でございます。2節特定目的基金繰入金公共下水道事業費基金の繰入金1億5,500万円でございます。公共下水道事業で人件費、企業債、企業債の利息の返還あるいは減価償却費に充てるためのものがございます。前年度対比1,000万円の減としております。

なお、この1億5,500万円につきましては、歳出で8款土木費のほうで下水道事業の補助金として同額を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 同じ節、下のふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金で、723万1,000円でございます。この基金につきましては、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金として寄附していただいたものを条例の規定に基づいて基金に積み立てていた部分でございます。

この寄附金につきましては、寄附者が福祉や教育など、それぞれ事業に充ててほしいとの思いで寄附をしていただいていたものでございますが、近年は、この寄附金を活用した事業を実施しておらず、基金として積み立てられた状況が続いておりました。

今回、寄附していただいた方の気持ちを形にしていくことも非常に大切なことではないかということで、寄附金を活用して事業を実施し、それをホームページや広報で住民の皆様にも知っていただき、寄附者の方にも併せてお知らせをするということとともに、ふるさと納税の推進用のチラシ等にも掲載することで、さらなるふるさと納税の推進も図っていきたいというふうに考えております。

この基金の充当事業の内容につきまして、安心・安全みまもりカメラ設置工事費に381万2,000円、敬老会関係出演委託料に100万円、婦人がん検診拡充事業費に130万4,000円、公園整備工事費に111万6,000円ということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 32ページ、33ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 33ページの一番下です。20款3項1目雑入の5節雑入の吉富町社会福祉協議会派遣職員給与費等負担金740万8,000円が今年度から新たに計上されております。

令和3年4月から吉富町地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託することに伴い、町職員を1名派遣することとしておりますが、その職員の給与は介護保険広域連合や中学校組合に派遣している職員と同様に、町の一般会計から支出いたしますので、その額を社会福祉協議会から負担してもらうものでございます。

なお、その職員の人件費は、町が社会福祉協議会に対して支出する委託料の中に含まれております。

併せて、この雑入に前年度は介護予防サービス計画費収入424万円が計上されておりましたが、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託いたしますので、介護予防サービス計画収入、いわゆるケアプラン作成収入は社会福祉協議会の収入となるため、削除されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 34ページ。

続いて、歳出35ページ、36ページ、37ページ、38ページ、39ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 39ページ、2款1項1目の一般管理費10節需用費で、消耗品費769万6,000円のうち総務財政課分としまして677万3,000円の計上をいたしております。

令和3年度から各課各業務に特化して使用する事務用品費を除きまして、全ての事務用品につきまして、総務財政課で一括管理をすることとしまして、その費用93万5,000円を計上しております。

この一括管理によりまして、予算ベースではありますが、令和2年度対比で130万円の削減が図られております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 40ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 40ページ、同じく2款1項1目の13節の駐車場使用料138万1,000円と、その下14節工事請負費で、職員駐車場整備工事費239万円でございます。これは、新たに職員駐車場を確保するための使用料と、その整備に係る工事費でございます。

以前から、役場職員の専用の駐車場はなく、フォーユー会館周辺の駐車場を使用しておりましたが、交通量の多い県道を横断しなければならないなど安全面に課題があったこと。併せまして、フォーユー会館周辺施設の駐車場が不足をしまして、以前より、利用者から車の駐車ができないなどの声も寄せられておりましたので、施設の使用料の見直しを行い、受益者負担を改めてお願いすることに併せまして、駐車場をある程度確保しまして、施設の充実も図っていきたいというふうに考えております。

そこで、新たに今回職員駐車場用に私有地を借り受けするというものでございます。

なお、今年度、今後につきましては職員の駐車場というか、職員が自家用車で通勤をする場合、各施設の駐車場を利用する。要するに、公の施設の駐車場を使用する場合には駐車料を使用料として徴収するようにと現在考えております。

これは、配付資料の一般会計概要の12ページに記載しております新規事業でございます。

続きまして、その下、13節の職員情報共有システムの利用料43万9,000円でございます。新規の計上でございます。これは職員間の災害をはじめとして様々な場面における情報共有に活用できるビジネスチャットであるロゴチャットのアプリを導入しまして、それを利用するための費用を新たに計上するものでございます。

配付資料につきましては、同じく12ページに掲載しております。



以上です。

○議長（是石 利彦君） 41ページ、42ページ。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 2款1項4目会計管理費11節役務費、コンビニ等収納各基本手数料6万6,000円であります。収納代行業者に支払う定額の手数料で、月5,500円の12か月であります。

なお、この基本手数料とは別に、収納実績に応じた従量手数料が発生します。こちらにつきましては、それぞれ該当する目、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計に1件の手数料58円に見込み収納件数を乗した額に消費税を加算した額をコンビニ等収納（従量手数料）で計上しております。

続きまして、その下、12節委託料コンビニ等収納事業導入業務委託料11万円です。収納代行業者が事前準備として行うコンビニとのバーコードの読み取り確認、通信テストに係る委託料です。コンビニ等収納事業予算につきましては、一般会計予算の概要に掲載しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 同じく42ページの5目財産管理費8節の需用費の光熱水費で150万6,000円の減額でございます。

主な要因としましては、庁舎の電気代144万円の減額でございます。これは、令和2年度の実績見込みからの減額と、電力供給会社を九州電力からまちづくり会社が取次店となっておりますエフビットコミュニケーションへ変更したことによる減額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 43ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 43ページ、一番下でございます。5目財産管理費14節工事請負費です。安心・安全みまもりカメラ設置工事費381万2,000円計上させていただきます。これは、従前は、名前を防犯カメラというふうな名前でとり行っておりましたが、高齢者、また子供たちを安心・安全に見守るという目的をしっかりと名前にして、分かりやすいネーミングにということで変えて今回計上させていただきます。

今年度は11台を町内に設置の予定で準備をさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 44ページ、45ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 44ページをお願いいたします。

6目企画費12節委託料でございます。イルミネーション設置業務委託料310万8,000円でございます。これは、新規事業でございます。町のアピール、町来訪者等、そ

して町民気持ちの高揚を目的といたしまして、町内のけやき通り約700メートルの間に、両側のケヤキにイルミネーションを設置して、11月から1月頃にかけて町内の彩りを添える事業でございます。これは、付属資料の14ページに詳細な内容を上げさせていただいております。

続いて、その下の川まちづくり事業計画作成業務委託料1,353万円でございます。これは、先般、国に認定をいただき、山国川の川まちづくり事業について、今後5年間見て国が整備を進めていくこととなっております。それに併せまして、本町におきましても具体的な事業費や年度計画を策定し、着実に事業の進捗を図るための業務委託をするものでございます。こちらも付属資料の14ページに詳細な内容を紹介いたしております。

続いて、その下でございます。移住定住促進パンフレット作成委託料57万2,000円でございます。これは、本町への移住定住を促進するに当たり、町の移住定住施策を全て網羅した漫画調のストーリー仕立ての、手に取りやすい、つい読んでしまうようなパンフレットを作成いたすと考えております。そのための費用でございます。こちらも付属資料の15ページに詳細な内容を掲載いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 45ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 45ページで、まず7目電子計算費と次、2ページ先の49ページに13目に情報化推進費が出てきますが、この2つについて、ちょっと説明をさせていただきます。

これまでは、職員間のネットワークシステムである庁内LANシステムに係る経費と、制度導入時が基幹系の電算システムと別々として整備をしておりましたが、それに伴ってそれぞれの経費を7目の電子計算費と13節の情報化推進費ということに分けて令和2年度までは計上しておりました。

ただ、現状としましても、機器の効率的運用等を考慮しまして、基幹系電算システムとこのネットワークシステムのほとんどは統合されて、一つのシステムというか、そういう形で運用しておりまして、今回、来年の電算のシステム更新に当たっても、一括で更新をするということにしているために、それぞれの経費を分けて算出することは難しい。現状の運用等を考えましても、区分する必要はないのかなというところから、電算システムを更新を期に、令和3年8月分からは基幹系電算システム及び庁内LANシステムの職員のネットワークシステムに係る費用を全てこの7目の電子計算費に計上しまして、13目の情報化推進費は業務の情報化に係る費用のみを予算計上することとしました。

これによりまして、7目と13目の各節の予算増減が出ております。2つの目の合計としましては、対2年度予算に対しまして電算システム更新を合わせて総額で914万2,000円の増

額となっております。この要因は、先ほど言いました更新に係る電算費等のリース料の増額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 45ページ、上の段、6目企画費18節負担金補助及び交付金の下から2番目です。奨学金返還支援事業費補助金300万円でございます。こちらは、新規事業といたしまして、移住定住を目的に吉富町に住み、奨学金を返還しながら働く若者を対象に、最大で10年間で65万円を補助する事業費として新たに企画する補助事業でございます。こちらにつきましても15ページに詳細な内容を記載させていただいていますが、最初の3年間につきましては10万円ずつ、以後5万円ずつを支給するということです。吉富町の奨学金に限らず、各種奨学金を頂いている方を対象にさせていただくものでございます。こちらにつきましては、特別交付税の2分の1の交付がつく事業でございます。

続いて、その下でございます。北九州地域連携懇談会プロモーション部会負担金20万円、こちらは、今回、議案第23号で計上させていただいております北九州市との連携協約を結び、その上で協働にて広域観光事業としましてPRパンフレットや観光PRキャンペーン等を行う事業に係る負担金として計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 46ページ、47ページ、48ページ、49ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 49ページ、2款1項13目の情報化推進費の12節の委託料の一番下でございます。入札契約システム運用保守委託料277万2,000円でございます。新規の事業です。

令和3年度から導入する入札契約システムの運用保守委託料で、これは指名願の受付入札後の契約業務をシステム化するというもので、その保守料として計上しているものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 同じく13目の情報化推進費13節使用料及び賃借料です。13節の一番下です。データ放送使用料70万4,000円、こちらも新規事業といたしまして、町の新たな文字情報発信の手段といたしまして、パソコンや携帯ではなく、テレビのDボタンを活用して、リアルタイムの町のイベントや災害などの緊急情報をお届けする事業を計画しております。

情報収集手段が限られています高齢者の方等へ、特に活用をお願いしたい事業として計上いたしております。こちらも附属資料の16ページに詳細な内容を記載をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 49ページ、いいですね。50ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 50ページです。13目の情報化推進費の18節でございます。福岡電子自治体共同運営協議会負担金で、252万7,000円でございます。こちらにつきましては、来年度3年度から導入します電子入札開始に伴います92万円が増額となっております。先ほど御説明させていただきました入札契約システムの保守管理の導入と合わせまして、指名願の受付から入札、そしてその後の契約につきまして一連で電子入札のシステムを構築するというものでございます。

配付資料は16ページに掲載をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 51ページに地方創生交付金の関連事業がございますので、一緒に説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 歳入で説明させていただきました地方創生推進交付金の活用を見込む3事業として、1つ目に、14目まち・ひと・しごと創生事業費の12節委託料の一番上の交流マルシェ企画運営業務委託料と、2つ目に、上から3番目の特産品開発事業委託料、そして3つ目に、51ページの18節の一番下の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金を予算計上いたしております。

1つ目の、初めに交流マルシェ企画運営業務委託料770万円につきましては、内需拡大と集客力の向上を目指し、開催場所を漁港や河川敷に広げ、また、開催方法も工夫を凝らした方法で交流マルシェを3回程度企画運営するものでございます。

2つ目の特産品開発事業委託料300万円は、ふるさと納税への返礼品や町のPRとして活用できる特産品の開発を行うものでございます。

最後に、3つ目の18節一番下の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金300万円は、まちづくり会社が行う町の活性化事業に対する補助金でございます。こちらは資料の17ページに掲載しております。

続きまして、50ページの12節委託料の上から2番目、地域おこし協力事業委託料1,410万円でございます。地域おこし協力隊を3名任用することにより、主に情報発信、特産品開発、地域活動支援を行い、地域の活性化を図るものです。1人当たり470万円の3名分、1,410万円を予算計上いたしております。

なお、この財源には特別交付税を活用し、交付率は10分の10でございます。こちらの資料

も16ページに掲載しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 51ページ、15目交通政策費12節委託料です。

デマンドタクシー運行委託料372万3,000円を上げております。このデマンドタクシーにつきましては、12月の債務負担行為を計上させていただきまして説明をさせていただいておりますが、このデマンドタクシーにつきましては、タクシー車両を利用し、運行形態としてはドアツードア型で、予約された人の自宅まで迎えに行き、目的地まで送迎する予約型の乗合タクシーとなっております。御高齢の方や体の不自由な方、妊婦さんなど、距離を歩くことが少し困難な方でも買物などお出かけするのに使い勝手の良い交通機関として喜ぶ手段といたしております。詳細につきましては、予算の概要17ページに記載をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 同じく51ページで、2款1項16目ふるさと吉富まちづくり公園事業費です。こちらにつきましては、新たな目となりますが、次の52ページの廃止目となっておりますふるさと吉富まちづくり応援基金費というのが以前は目として設定をしておりました。このふるさと納税に関する事業費につきましても、廃止目となっております基金費に計上しておりましたが、令和3年度からはあくまで事業費として新しくふるさと吉富まちづくり応援事業費という目を設けまして、基金に係る経費、事業に係る経費を合わせましてこの目の中で計上をしていくということで、新しい目を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 52ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 中ほどの17目吉富応援給付金事業費18節の吉富応援給付金10万円でございます。こちらにつきましては、令和2年度に実施をしております町独自の、町民1人2万円の給付事業におきまして、新生児につきましては4月1日生まれまでが今年度の新生児の方と同級生になるということで、4月1日生まれまでを対象といたしております関係上、4月1日生まれ前後の予定日の方を見込みまして、2万円掛ける5名を本年度も引き続き計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく18目出産育児応援特別給付金事業50万円です。先ほど未来課長が申し上げましたとおり、4月1日までの新生児に対して1人10万円ということ

で本年度予算計上をいたしておりますが、届け出が4月に入ってからの方もおられるという想定のもとに5名、10万円掛け5名分の50万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 53ページ、54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 61ページ、1目社会福祉総務費の12節委託料で、高齢者等買物困難者支援事業委託料が前年よりも30万2,000円増額いたしております。この事業費委託料が運営総事業費から売上げ利益を差し引いた額を委託料として支出しておりますが、前年度までは予算計上の段階であらかじめ売上げ利益を見込んだ額を予算計上いたしておりましたが、本年度からは運営総事業費を支払い上限額として予算計上し、年度末に実際の売上げ利益を差し引いた額を委託料として支払うこととしたため、増額となったものでございます。

同じくその下、運動習慣定着促進事業委託料で、前年度より69万3,000円増額いたしております。これは、部屋ブランコに健康運動教室委託料で、前年度は当初予算で16回分、9月補正で26回分を増額いたしました。本年度は県の補助金が1年分つきましたので、当初予算から50回分を計上するものでございます。

なお、補助率は10分の10でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩いたします。再開は13時、1時とします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

61ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に行きます。62ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3款1項1目19節の扶助費でございます。前年度より2,460万6,000円減少いたしております。これは、歳入でも御説明をいたしましたが、障害者福祉サービス事業を昨年度までは交付決定者で算定をいたしておりましたが、交付決定を受けてもサービスを受けないケースがあるため、今年度は過去からの実際の利用実績により算定しているため、減額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 63ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 64ページ、65ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3款1項3目老人福祉費でございます。この中に敬老会事業費、合計で126万2,000円なんですけど、これが新たに計上されております。敬老会事業費は、昨年度までは10款教育費に計上しておりましたが、令和3年度から実施主体を教育委員会から町長部局に移すため、3款民生費に予算計上するものでございます。

以上です。

続きまして、その下の17節備品購入費に118万円を計上いたしております。

このうち71万5,000円は、新規事業といたしまして防犯通話自動録音機を100台購入するものでございます。詐欺などの犯罪被害を未然に防ぐため、おおむね75歳以上の独り暮らし高齢者等に無償で貸与するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 66ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3款1項3目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金の一番上、高齢者安全運転装置設置促進事業補助金で30万円でございます。

これは、前年度は新規事業として2款総務費の交通安全対策費に計上しておりましたが、高齢者福祉施策として総合的にサービスを展開、提供するため、3款民生費に計上するものでございます。

なお、令和2年度も実際の事務は福祉保険課が行ってございました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 67ページ、68ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 3款1項4目の12節委託料のうち一番下です。包括支援センター業務委託料2,940万1,000円でございます。

人材の育成や地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、社会福祉協議会に令和3年4月から業務を委託するものでございます。

総事業費は、3,254万9,000円です。そこから、社会福祉協議会の収入となる介護予防サービス計画費収入、いわゆるケアプランの作成収入です。この見込額314万8,000円を差し引いた額を委託料として計上いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 69ページ、70ページ、71ページ、72ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3款2項1目児童福祉総務費の12節中段ぐらいにあります就学前児童英会話ふれあい事業委託料です。

昨年度までは教育委員会のほうが一括で契約をしておりましたが、今年度より就学前児童英会話ふれあい事業につきましては、子育て健康課のほうで実施することになりましたので、その分の予算を計上させてもらっております。

国際化が進む中、ネイティブな英語に子供の頃から触れる機会が重要であるという考えから国際的な感覚を醸成することを目的に3歳児、4歳児、5歳児を対象として実施するものでございます。

以上です。

引き続きまして、12節委託料、一番下です。歳入のほうでも説明いたしましたが、認可化移行可能性調査支援委託料、これが新規57万6,000円を計上させていただいております。認可化、保育所等が認可化するために障害となっている事業を診断し移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、引き続き73ページの認可化移行助言指導支援事業委託料、これにつきましては51万4,000円を計上させてもらっております。

これにつきましては、保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言、指導するために要する費用の一部を補助するものでございます。

実施要件といたしましては、保育所への移行を目指す認可外保育施設であること、なお、移行するための計画書を作成し、計画の期間内——これは、5年が上限となっております——に保育所等へ移行するものであること。保育所等へ移行を目指す認可外保育施設であって認可化移行可能性調査支援事業の実施等により移行のための計画書を策定すること。これが実施要件というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 73ページいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 74ページ、75ページ、76ページ、77ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 77ページ、3款2項5目幼保一体化施設子どもの森費、中段の14節工事請負費でございます。

これにつきましては、令和2年度の遊具点検により危険と判断された遊具を撤去したため、新たに遊具を設置するものであります。また、園児の活動スペースを広げるため、今現在、子どもの森の南側にある遊休地を活用し、そこを整地し、そこに遊具を設置するというので、今回、遊具設置工事として498万7,000円、園庭等の整備工事につきましては558万6,000円、合計の1,057万3,000円を計上させてもらっております。

続きまして、17節備品購入費です。備品購入費の主な内容につきましては、今現在、子ども



の森で物置が4台ありました、うち2台、2基につきましては、もう老朽化が進み、穴等で破れておりますので、その分を今回改修するものとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 78ページ、79ページ、80ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 4款1項2目予防費12節委託料でございます。委託料の上から2段目、がん検診委託料でございます。がん検診につきましては、国の指針では、2年に一度である婦人がん検診を近年増加している婦人がんの早期発見、早期治療の徹底を行うため、毎年度実施にすることにより町民の健康増進に役立たせるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、ふるさとまちづくり基金活用事例として基金繰入金により事業実施することになっております。

婦人がん検診、婦人のがんが近年増加しておりますので、毎年により、がんの早期発見に努めていくための事業の拡充ということで予算を計上させてもらっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 81ページ、82ページ、83ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 4款衛生費1項4目の環境衛生費18節の負担金補助及び交付金の中の吉富町外1町環境衛生事務組合負担金2,952万4,000円です。

環境衛生事務組合の構成町の負担割合につきましては、組合規約を改正し、し尿処理に関する経費につきまして、人口割から搬入割に改正した算出方法により算出を行っております。

これによりまして、し尿処理に係る経費につきましては323万3,000円減額となり、組合の分担金総額が減額になったものと合わせますと、令和2年度と比較いたしまして576万7,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 83ページいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 84ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 4款2項1目清掃総務費18節の負担金補助及び交付金であります。

豊前市外二町清掃施設組合負担金7,766万1,000円です。これにつきましては、対前年比1,374万円の増となっております。この増の主な要因といたしましては、組合におけるごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託料と埋立て処分施設が半年で満杯となりました上に、焼却灰などの最終処分委託料が増となったことであります。

なお、詳細、内容の詳細につきましては、一部事務組合によるもののため詳細は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 今、85ページでした。84ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 85ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 85ページです。

4款1項10目新型コロナウイルス感染症対策費です。これにつきましては、今年度新目ということで、需用費として消毒用アルコール、使い捨て手袋等を、まず32万4,000円、役務費といたしましては、万が一職員等でコロナが発生した場合の消毒代ということで100万円、備品購入費といたしましては、自動手指消毒を8台、これにつきましては、フォーユー会館、ひだまり、あいあいセンター、ふるさとセンター、インフォメーションセンター、子育て支援センター、放課後児童施設に設置する予定となっております。

それと、非接触型体温検知器を3台、これにつきましても、フォーユー会館、ひだまり、あいあいセンターに設置するというので備品購入費として計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 86ページ、87ページ、88ページ、89ページ、90ページ、91ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費1項農業費5目農地費、12節委託料29万7,000円になります。

新規事業でございます。ため池の劣化調査をするもので、今議会で3月補正で44万円の予算を計上しております。これは、令和2年度の国の補正予算により計上をしておるところでございます。併せて73万7,000円でため池の劣化評価委託費であります。なお、詳細につきましては、予算の概要の26ページ並びに付属資料8ページに記載をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 91ページいいですね。92ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 92ページ、6款農林水産業費2項水産業費3目漁港管理費12節委託料1,408万円でございます。これにつきましては、漁港施設の主要な施設につきまして被災してもすぐに漁業活動ができるよう、その機能診断をするものでございます。

詳細につきましては、予算の概要の26ページ並びに付属資料の9ページに記載をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 93ページ。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費2項水産業費3目漁港管理費14節工事請負費で

ございます。内訳につきましては、歳入の説明いたしました水銀灯のLED化の工事32灯、それから、吉富漁港海岸の雑木の撤去工事、航路の標識灯の設置工事でございます。

詳細につきましては、予算の概要の26ページ並びに附属資料の8ページから10ページに記載をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 93ページ、ほかにありませんか。94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページ、100ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 8款4項1目都市計画総務費の12節委託料でございます。一番上の都市計画基礎調査委託料448万8,000円でございます。

これにつきましては、都市計画法に基づきまして都市の現況及び都市化の動向を把握するため、おおむね5年ごとに実施することとなっており、令和3年度が該当年となっているため本調査を実施するための費用でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 101ページ、102ページ、103ページ、104ページ、105ページ、106ページ、107ページ、108ページ、109ページ、110ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 110ページです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金補助及び交付金の給食費委託金848万8,000円について御説明いたします。

一昨年10月から子育て世代の経済的負担の軽減を目的に吉富小学校に在籍する児童及び町内に住所を有する児童に対する給食費3分の1助成を実施しているところでございます。

今回、これまでの子育て支援はもとより、新型コロナ支援策の一環として財政上厳しい状況ではございますが、コロナに負けず元気に頑張っている子育て中の家庭に明るい話題を届けたく、給食費2分の1助成を拡充する予算として増額計上させていただいております。

詳細につきましては、一般会計予算の内容に記載しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 111ページ、112ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 112ページ、10款2項1目学校管理費10節需用費のうち光熱水費における電気代についてでございます。

電気の供給先の変更に伴いまして、教育委員会が管理いたします各種施設の電気代が従来の電気使用料見込額が比較して減額しております。小学校の電気代につきましても、前年度対比で128万4,000円減額の471万6,000円での予算計上でございます。

続きまして、11節役務費の通信運搬費56万2,000円についてでございます。学校が休校となった場合、通信環境の整わない家庭に対するモバイルルーターを活用したオンライン授業が可能となるよう、モバイルルーター30台の3か月分の通信費として15万3,000円を含む予算計上をいたしております。

また、学校外での学習や修学旅行など通信環境のない場所での幅広い活用も計画しております。以上です。

○議長（是石 利彦君） 113ページ、114ページ、115ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 115ページ、10款2項2目教育振興費12節委託料の外国語教育支援事業委託料についてでございます。

就学前児童及び小学生を対象に実施しておりました英会話ふれあい事業について学習指導要領では、小学校3、4年で外国語活動が、小学校5、6年で教科としての外国語が導入されたことから、教育課程における外国語学習として位置づけるため、教育振興費として予算の再編成を行ったものでございます。

詳細につきましては、一般会計予算の概要に記載しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 116ページ、117ページ、118ページ、119ページ、120ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 10款4項社会教育費4目フォーユー館費10節需用費における光熱水費の電気代についてでございます。

先ほどとの関連でございます。電気の供給先の変更に伴いまして教育委員会が管理いたします各種施設の電気代が従来の見込みと比較しまして減額しております。

フォーユー会館電気料では、前年度比126万円の減額とする351万6,000円の予算計上でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 121ページ、122ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 122ページ、14節工事請負費について御説明いたします。

令和2年7月の集中豪雨における大ホールへの浸水被害を受け、近年の異常気象への対応策として大ホールの舞台下への雨水等侵入防止と整備済みの排水ポンプの排水改造工事費用1,012万円並びに建設から28年経過による劣化が著しい大ホール絨毯、それから各研修室の壁紙等の内装等改修工事費として327万8,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、一般会計予算の概要に記載しております。

続きまして、5目憩いのやかた費の10節需用費、光熱水費につきましても、電気の供給先の

変更に伴いまして、前年度比15万6,000円減額での62万4,000円を使用電気代として  
予算計上しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 123ページ、124ページ。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 2目体育施設費10節需用費のうち光熱水費における電気代につ  
きましても教務課が管理いたします体育施設費という体育施設の電気代につきまして前年度比  
90万円減額の33万4,000円を使用電気代として計上しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 125ページ、126ページ、127ページ。128ページ、債務負担  
行為実質予定額等に関する調書。

129ページ、130ページ。131ページ、地方債の現在高に関する調書。

132ページ、給与費明細書。

133ページ、134ページ、135ページ、136ページ、137ページ、138ページ、  
139ページ、140ページ、141ページまで、説明漏れはございませんか。

以上で、議案第16号の執行部からの説明を終わります。

---

#### 日程第16. 議案第17号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第17号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計予算  
についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。よろしいですか。

予算書、1ページ。

歳入、2ページ、3ページ。

歳出、4ページ、5ページ。

6ページ、事項別明細書、総括歳入。

7ページ、同じく総括歳出。

歳入、8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1款1目の国民健康保険税が減額……。

○議長（是石 利彦君） 着席してどうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） 78万6,000円の減額になっているんですけども、この  
理由はどういうことなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） お答えします。

減額の理由は、現年課税の収入見込みにおきまして年間平均被保険者数が前年度比47人の減1,417人で見込んだためであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） それに加えて、新型コロナウイルスの影響も加味をいたしております。5%、1人当たりの医療費に、今、先ほど税務課長が申し上げた人数を掛けて計算をしているんですけども——失礼しました、1人当たりの賦課額をコロナによる減収を見込みまして5%減額したところで計算をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。

13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページまで。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2点ほどお聞きしたいんですけど、今回、新型コロナ禍において病院に行く方が大変少なく、今年は少なかったんですが、今年度、この令和3年度についてどのような感じで見込んでいますか。それを先に1点。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 新型コロナウイルスの影響で病院を控えたという報道等がなされていますけども、本町の場合は、そんなに大きな影響は出ておりません。一番、第一波のときは少なかったんですが、それが終わったらどんどん増えていったというような状況になっておりますので、医療費も前年並みの伸びで算出をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） まあ、ある意味いいことだと思います。

もう1点聞きたいんですけど、4月からだと思うんですけど、今度、マイナンバーカードに社保、社会保険、国民保険が入る。うちの町も4月1日からなんですか。ちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） マイナンバーカードを提示することによって保険、どの保険に入っているかというのが分かるという制度ですけれども、これは、国の予定どおり、令和2年度でシステムの改修を行って、もう既に行っておりますので、国の計画どおり進めていくようになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。

次に、保険給付費に係る内訳明細書、32ページ、33ページまで。

以上、予算書全般についての御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

議案第17号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第17. 議案第18号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第18号令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。

5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。

9ページ、10ページ、11ページまで。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第18. 議案第19号 令和3年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第19号令和3年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。

5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。9ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和3年度については、どの程度の貸付けを見込んでいるのでしょうか。大学生が何人とか、院生が何人とかお願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えいたします。



大学生では40人を上限として1人当たり6万円、前年度比720万円増の2,160万円、高校生では2万7,000円、15名を上限として前年度比162万円増の324万円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号令和3年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第19. 議案第20号 令和3年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第19、議案第20号令和3年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書、1ページ、2ページ。

重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。

予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。

5ページ、資本的収入及び支出。

予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。

債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。

予定貸借対照表、12ページ、13ページ。

予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。

予定損益計算書（前年度分）、16ページ。

次に予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。  
資本的収入及び支出、21ページまで。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号令和3年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第20. 議案第21号 令和3年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議案第21号令和3年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書、1ページ、2ページ。

重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。

予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。

5ページ、資本的収入及び支出。

予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。

債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。

予定貸借対照表、12ページ、13ページ。

予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。

予定損益計算書（前年度分）、16ページ。

次に予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。

資本的収入及び支出、21ページまで。

以上、予算書全般について、御質疑ありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 上水道でもお聞きしたかったんですが、今年の下水道の管渠布設工事です。これは、もう予算に通った場合、分散型で工事をやるのか、それとも、いつも年度末、秋口から……。

○議長（是石 利彦君） 横川さん、マイクを。

○議員（9番 横川 清一君） ごめんなさい。

いつも秋口からかかっていますが、前の答弁のときにはなるべく工期を分けてやりたいということをお聞きしたんですが、今年度はどのようなお考えですか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

下水道工事の発注の時期だろうと思うんですけども、発注に至るまでに実施設計等を行いまして、業者点検をし、どうしてもやはりこの時期になってしまうんです。

いわゆる、もう年度当初の春から発注するということになると、その前年度から、そして準備もしなければいけませんし、私たち決して時間に余裕を持ってやっているわけではありませんが、どうしても発注が夏以降になってしまう。それで、もう令和2年度におきましては、例年よりは1か月ぐらいは早くということで発注ができたと思いますし、この3月の中旬までの工期に合わせまして順調に工事も進んでおります。

そういった形で、住民の方々には秋口以降、町内で一般土木の工事とちょっと重なるところもありますけれども、非常にその点で、通行規制等で御不便はおかけしている面が多々あるかと思いますが、なるべく早めの発注ができるように我々も頑張っていきたいと、そういうふうな思いです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、全般について。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さっきの水道特会なんですが、ちょっと私、これあまり記憶がなかったもので、今回の目次というページが設定されていますが、これをつけた理由ですか、大変親切な。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長、ちょっと短めに。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 目次について、特に様式変えておりませんので、また御覧になってください。以上です。

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号令和3年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

## 日程第21. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（是石 利彦君） 日程第21、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に対し推薦したいので意見を求める。

住所、吉富町大字直江173番地1、氏名、高尾賢二、昭和23年10月24日生まれ、現在72歳でございます。

令和3年6月30日をもって任期が満了する高尾賢二氏を再推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりまして町議会の意見を求めるものでございます。

高尾賢二氏は、平成21年4月に人権擁護委員に就任しまして、現在4期目で6月30日の任期の終わりで12年3月務められることとなります。その間、人権擁護委員としまして多くの人権相談に応じ、法務局の活動にも積極的に参加されております。

また、吉富町自治会長会会長など、町行政に対しましても多大な御尽力をいただいているところでございます。

以上のように、高尾さんは人権擁護委員として最適任者でございます。再度、法務大辞に推薦したいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この方は、4期12年と長く務めていただいております。感謝することはあっても、個人的に何か私は質問というの全くないんですけど、せっかくの機会なのでちょっと関連性としてちょっとお聞きしたいんですけど、町では、例えば叙勲とか褒章というのがありますが、それに当たるのか、どれに当たるのかちょっと分かりませんが、長年功績のある方、この方、12年ということなので、今度受ければ16年ですよ、15年か、3年か。

（「3年」と呼ぶ者あり）

町では、長年功績のある方を推薦などを行っているのか、今まで行ってきたのか、これから行う予定はあるのか、何か町では基準みたいなものがあるのか。せっかくなので、聞けるんなら教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） この人権擁護委員の叙勲なりということになるかと思うんですが、構造は、ここで御意見をいただきまして法務大臣に町としては推薦をするという形です。

その後、法務大臣が高尾さんに対して人権擁護委員としての委嘱を行います。あくまで法務大臣が行いますので、褒章等に関しましても国のほうでの管理となっておりますので、町が何か進達をするというのは、この人権擁護委員に対してはございませんので、そこで功績なりを国が管理をしておりまして、そこの中で該当すれば褒章を受けられるという形になるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。反対討論、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。高尾賢二君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、高尾賢二君を適任とすることに決定いたしました。

---

## 日程第22、議案第22号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について

○議長（是石 利彦君） 日程第22、議案第22号工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 議案第22号工事請負契約締結についての議決内容の一部変更につ

いてでございます。

令和2年6月19日、議案第49号をもって議決された、令和2年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港整備工事（第2工区）請負契約締結に係る契約内容の一部を次のように変更するものでございます。

工事名、令和2年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港整備工事（第2工区）、変更前契約金額7,975万7,700円、変更後契約金額9,092万8,200円、変更による増額分1,117万500円、契約の相手方、福岡県築上郡築上町大字椎田885番地、松山建設株式会社、京築支店、支店長、武石修吾。

変更の理由につきましては、令和2年7月に起こりました梅雨前線豪雨により単独航路が埋塞したため、災害復旧事業を先に先行することとなったため、9月末竣工ができなくなり、工事を一時中断したことに伴い、船団を一時帰港するための回航費及び浚渫土量についての設計変更が生じたので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

付属資料の16ページをお開きください。

よろしいですか。赤色で彩色した部分が、令和2年度施工箇所となります。黄色で彩色した令和元年度施工箇所から西側に赤色で彩色した部分の約3分の2の浚渫が令和2年9月24日まで完了いたしました。大分県小祝漁港のり養殖開始により工事を中断したため、浚渫船との一時寄港のための回航費、これは、門司港から吉富漁港までの約32海里、距離にして約59キロでございます。並びに着工前の測量により浚渫土量が2万800立方メートルから2万1,200立方メートルに400立方メートル増工するものでございます。

御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは、今回、昨年の豪雨による遅延での増額ということなんです。元をただすと5年前の豪雨災害があったときに浚渫を行わなかったために、今日までこうやってずっと、ずるずると、表現は悪いですけどこういうふうに影響しているのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 多少影響はあつたろうと思います。ただ、泊地の、今、つきましては、潮の干満等で外に土砂が流入しております。航路の浚渫をした際に、港口のところを計画水深まで掘ったときに、潮が引いたときに泊地からかなりの土砂が流出、やはり、航路を浚渫す

るとその深さによって土砂が入ったりとか、逆に流出したりだとかそういった影響もありますが、今、言われるような航路浚渫しなかったことも逆に潮の干満で泊地から流出しなかった。したために、今現在、泊地が埋塞している状態にあるんじゃないかなろうかというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今の説明だと、見方はいろいろあると思いますが、元は、一度航路とか、いわゆる漁港面を全部を特定の深度、既定の深度、水深まで浚渫を行って、本来は5年に一度の計画的浚渫というものをしていくのが本来だと思うんです。

そのうち、時々、豪雨など特別な事情があったときは、その都度、県や国に災害要請をして浚渫を行うというのがいいんですけど、ただ見ていると、もうすごい表現悪いけども、戦力の逐次投入という大体行政がよくやるやり方をなってしまうんじゃないかなと思うんで、今後どういうスタイル、どういう基準でやっていくのかちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 泊地につきましては、浚渫は5年間隔で現在までやっております。

ただ、それも降雨頃の埋塞につきましては、御存じのとおり、河川を横断するような位置にありますので、河川から流入、それから潮の干満によっても航路が埋塞するような状況であります。先ほど言いましたように、泊地については、ほぼ定期的な5年間隔ですれば十分、変更する必要はないというふうに思っております。

ただ、航路に対しては、昨年の豪雨のように3日間の雨で航路が埋没してしまうというような状況にありますので、言われたような、その際の災害復旧、それがない場合は維持浚渫は、3年から5年の間には維持浚渫しなければならないという状況には当時からあるようでございます。

以上でございます。

今後ですね、今後につきましても、昨年のような水害がなければ3年から5年という期間の中で航路の埋塞状況を見ながら計画水深を維持しなければならないというふうには思っております。

ただ、計画水深がマイナス2メートルで計画しておりまして、それを、マイナス1.5メートルになれば掘るのか、マイナス1メートルで掘るのかというのは、埋塞する箇所とか状況によってやはり判断が必要かなというふうには思っておりますので、基本的には3年から5年をその浚渫の期間として考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の議決内容の一部変更については仕方がない面もありますので、私も賛成討論とさせていただきたいんですが、先ほどの課長答弁にはありませんが、ちょっとじゃっかん違うんですが、航路自体も今後見直しをかけていただけるようなことも希望しながら、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号工事請負契約締結についての議決内容の一部変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第23号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について

○議長（是石 利彦君） 日程第23、議案第23号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 31ページをお願いいたします。

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について。

北九州市との協議により、別紙のとおり連携協約を締結する。



今回、北九州市と締結を目指します、この圏域協約は、平成28年4月に北九州市を中心に直方市、鞍手郡から指定地区地域を圏域として5市11町が北九州市と連携協定を締結し、経済成長の圏域、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上として、現在69もの事業に取り組んでいるところです。

発足当時には、再三加入のお誘いがあったと聞いておりますが、未加入のまま現在まで来ている状況でございます。

花畑町長就任後、近隣自治体との連携強化を深め、県域全体としての浮揚に向け取り組む姿勢を受け、当時とは近隣との関係性も大きく変化してきております。

現在は、北九州市長との本町町長とは連絡を取り合い、良好な関係性を築けており、本町の連携への意欲を受け、意向を受け、先般、北九州市より政策部長以下幹部職員が来庁いただき、加入に向けての御提案や説明をいただいたところでございます。

今回、この連携協定に加入し、京築地域にとどまらず、北九州市周辺地域との連携を深め、より本町の発展に努めていきたいと考え、本協定案を上程いたしましたところでございます。

32ページをお願いいたします。

連携中枢都市圏、北九州都市圏域の形成に係る連携協約です。各条を要約をして説明をさせていただきます。

第1条は、目的です。

ここでは、北九州市と吉富町が相互に役割を分担し、連携を図ることにより圏域全体の経済を牽引し、住民福祉の増進を図ることといたしております。

第2条は、基本方針としまして、目標の達成に向け互いに役割を分担し、連携を図ることとしております。

第3条では、連携する取組及び役割分担として3つを掲げており、1号では、経済成長の牽引に係る取組としまして、33ページの別表1、後ほど別表につきましては詳しく説明をさせていただく予定です。別表1に掲げます5項目の事業に取り組むこととしております。

第2号では、高次の都市機能の集積及び強化に係る取組としまして、34ページ、別表2に掲げた4項目の事業に取り組みます。

第3号では、生活関連機能サービスに係る取組としまして、35ページ、36ページ、別表3に掲げる事業に連携をして取り組むことといたしております。

第4条、事務執行及び費用負担等です。

取組に係る事務の執行に当たっては相互に協力し、補完し合うこととしており、第2項では、事務の委託や代替執行を行う場合には別途規約の作成を行うこととしております。

第3項では、取組に係る費用負担は双方協議の上、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに

て定めることとしております。

第5条です。

先ほどの北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンを作成することと定めています。

第6条では、連携する取組について定期的に協議を行うことと定めています。

ここで、別表中の取組について御説明いたします。

大半は、北九州市が主体的に推進する取組に協力をするものですが、本町に関係が深いと思われる項目について説明をいたします。

33ページをお願いいたします。

一番下の戦略的な観光施策についてです。

広域観光連携事業などが行われており、共同でPRパンフの作成や他の都市での観光キャンペーンなどを通じ圏域の情報発信事業を行っております。

次に、35ページをお願いいたします。

下から3つ目の項目でございます。災害対策です。

ここでは、大規模災害等の支援に対する連携体制の構築によりまして、圏域市町が協力をして被災地支援が行えるような対策を行っております。

次に、その下の一番下で、上下水道についてです。

上水道や下水道につきましては、双方にメリットのある広域化についての検討を行っており、本町の現在水道につきましては、京築水道企業団等に加入しておりますが、より広域的な観点からメリットのある検討が行われるものと考えております。

続いて、36ページをお願いいたします。

中ほどでございます。交流及び移住の促進等についてでございます。

こちらでは、都市圏から圏域で、この北九州を含む圏域へ移住を目指し、魅力の発信や受入れの対策についての取組を行っているところです。

その下の人材育成については、北九州市が実施をしています、新任課長や係長研修、または、水道技術研修へ本町職員も参加することができ、高レベルでの職員スキルアップを図ることなどが可能と考えております。

このように、現在、69項目の取組を実施しており、本町にとりましても、連携することにより多くのメリットが生まれてくるものと考えているところです。

33ページに戻って、最後附則でございます。

この協約は、協約締結の日から効力を生ずるとしており、現在の予定では、双方の議会にて御承認をいただければ、この4月の早い時期に圏域の関係市町のトップ会談を開催の上、その議事前の北九州市と本町において協約の締結を見込んで事務を進めているところでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしく願いをいたします。  
以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 前回、中津市を中心とした定住自立圏というのを、時にも一定の費用という負担があったと思うんですけど、今回、予算書のほうで1箇所あるんですけど、今後、どれぐらい予算、町として費用負担があるのか、ちょっと分かったら言ってください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） この北九州市を中心としますこの都市圏の事業の取組につきましては、大半は北九州市が主導となって予算につきましても出していきます。そして、それに協力をしていくというスタンスが原則的でございます。

ただ、その中で、先ほど少し触れましたが、広域的な観光のPRもしくは共同でのPRパンフレット、そういった作成につきましては、令和3年度におきましては20万円の負担金ということでございます。

過去、関係市町に確認しましたところ、おおよそそれぐらいの金額を定例的に負担をしているということのようでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 定住自立圏の場合は、中心市に決定権があるということで、割と平等ではないというふうに私は理解しているんですけども、今回の連携中枢都市圏北九州都市圏域の場合は、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、中津市を中心とした定住自立圏、今回の北九州市を中心としたこの圏域、大きくどちらも中心となる市町が周りの市町と協力をして、その圏域を盛り上げていくという、大筋はそういった同じような目的でございます。

ただ、この定住自立圏につきましては、割と地方も中小の地域をターゲットとして盛り上げていっている。今回の北九州につきましては、かなりの大きな都市圏域が一丸となって、その圏域の浮揚に取り組むという。まず大きなくくりは、そういった違いがございます。

同じように、双方同じように中心の都市につきましては、普通交付税、特別交付税の大きな配分がございます。ですので、先ほど申しましたように、北九州市が費用面についてはかなりの負担をしていただけると、私たちにつきましては、やはりこの地域の大きなリーダーでございますので、そこと一緒に連携をすることによって一緒に活性化に取り組んでいけるという大きなメリ

ットがあるものと考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） はっきり分からなかったんですけど、やはり最終的な決定権というのは、中心地というか北九州市が持つということだと思んですが、そのことが1点と、あと先ほど取組の具体的なことが何点か、5点ほど言われたんですけど、確かにこういったものが我が町の利点と申しますか、研修を受けられたりとかパンフレットが作成されたりとかということがメリットになるかと思うんですが、今回、その協約を結ぶことによって何かデメリットみたいなところ具体的にありますか。

その2点をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず1点目の質問についてですが、決定権はどこなのかということですが、これは、双方が協約を結んでやっておりますので、決定権については双方が納得をした上で決まっていくということですので、双方にあらうと思います。

もう一点、メリットにつきましては、先ほど議員おっしゃったとおりのことが大きなメリットでございます。本町としては、特段、本町だけが大きなメリットがあるということではないと思っておりますし、北九州市だけに大きなメリットがあるということでもないのかなというふうに考えています。

デメリットについてですが、今のところ、別にこれによって合併が進むとか、何か北九州市に吸い取られてしまう、一つは、北九州市がこの圏域の例えば人口であったり、いろいろな商工関係を独り占めするのではないだろうかという懸念はあらうかと思いますが、当然、そこで住まれている方、そこで活動している事業者の方たちが北九州市に集中してしまうということはやはり考えづらいですので、やはりこの圏域の中でそれぞれが幅広くその町で活動していただけているので、大きなデメリットはないんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今の同僚議員の質問にちょっとだけ関連があるんですけど、我が町は遅まきながら加入ということに向けてこういう提案をされていると思うんですけど、遅まきであるいいところは、先に入った自治体、近隣市町がこれによってこういうことができ、うちも入っていればよかったねというようなそういう客観的な見方ができるのが一番いいと思うんです。

見ていて、これが入っていることによって羨ましいなと思ったこと、また、これが入っているがために、これは入らなくてもよかったかなというそれぞれあると思うので、なければなくても結

構なんですけど、もしあれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、入っていなかったデメリットというのはもう一貫しているところが何点かございます。当然、観光パンフレット、PRパンフレットにつきましては、この圏域がらみに枚数が配られておりますが、吉富町のみが、ただ町の名前だけが載っている、場合によっては町の名前が載っていないようなパンフレット等々がたくさん出回っておりますので、そこについては大きなデメリット感を感じております。

また、職員の連携、この北九州市、政令市です、かなり職員も高いスキルを持っています。そういったところと近隣の市町はしっかり連携をして、いろんな情報交換をやっておったんですが、なかなか、この本町だけがその意見交換をしたり、知識のやり取りしたりというところが、やりづらいというところがありましたので、そういったところで大きなメリットになっていくんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 同僚議員と質問は関連するんですけど、重なるんですけども、これに入ることによって例えば近隣の市町の担当課の人とヒアリングをしたのかですね、それであればよかったとか、こういうメリットがある、こういうデメリットがありますよとか、そういうヒアリングをしたのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） お隣の豊前市の担当課長、担当者の方と詳しく状況のヒアリングをさせていただいて、先ほどのメリット、デメリットというところも確認はさせていただいたところです。

その内容の中でも、大きなデメリットというのは申しておりませんでした。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） ということは、メリット性が高かったということで、今回の契約に至るということでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） そのとおりでございます。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） こういうことをあまり後で確認し合ったりすると、やはりどういう、ちょっとどう言ったらいいのかはあれなんですけども、前任の方とか、その前の方とか、いろんな方々にいろんな思いが波及するんじゃないかなと思っています。全てをしっかりと精査した上で、

私たちは提案をさせていただいています。

簡単に言えば、就任直後にいろんな町とのやり取りはやるわけなんですけども、うちの職員は、他の職員の携帯番号も他の町の職員の携帯番号も知らない。私のほうが一番知ってたというのが事実なんです。ですから、その辺のやはり連携を深めるということは、そういうところから始まるんじゃないかなと思います。

他のところのいいところ、先ほど太田議員がおっしゃったように、いいところはしっかりとまねをするというところから始まるんじゃないかなというふうに思っていますし、また、悪かったところは、それなりに私たちの町にとっては、他の町にとっていいことが私たちの町にとっては悪いこと。その辺り、逆もあるんじゃないかなというふうに考えますので、しっかりとその辺を勉強させていただきたいと、そういう思いです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、多々同僚議員がいろいろと質問がありましたように、かなり心配している部分があるのかと思うんです。

1点確認したいんですけど、さっき、まちづくり課長が69項目これがあると。そのうち、今回、うちに関係するやつをさっき説明があったんですが、それはあくまでも69項目全部を契約というか取決めされるというもんじゃなくて、関係するものだけをできるということによろしいんですか。

多分、皆さん、69項目あるから自動的にお金取られるんじゃないかなみたいな心配しているんだと思うんです。ちょっとそこ辺をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、山本議員おっしゃったとおりです。北九州市の中心にいろいろな方向がございます。ですので、北九州市が中心で69項目を実施していると、本町はうちに利益のあるようなものにしっかりと取組を協力していくという考え方でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質問ですか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がある。

反対討論で入れていただいたらいいと思います。いいですか。

反対討論。（「いいんですか」と呼ぶ者あり）次に討論に入りますので。（「それに異議がある」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。委員会付託を省略することに異議あり。

異議がございますので、委員会付託を省略することに採決をいたします。

では、第23号は、第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（是石 利彦君） 挙手多数です。賛成多数。（「省略やろ」と呼ぶ者あり）省略ですよ。（「省略に賛成やろ」と呼ぶ者あり）省略に賛成ですね。

もう一回確認します。

じゃあ、もう一度言います。委員会付託を省略です。

もう一度確認します。

第23号は、第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（是石 利彦君） 賛成多数です。

では、付託することを省略することに決定いたしました。

よろしいですね。

次に、討論に入ります。いいですか。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。横川議員。そのままどうぞ。

○議員（9番 横川 清一君） 先ほどは、委員会付託はできませんでしたが、やはり、こういう協定内容についてはよく吟味して口コミ等も確認し合ってからこそできるもんじゃないかなと思って、私は先ほどそういうふうにしましたが、これ、私は入ることには賛成です。ということで、賛成討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど質疑の中で決定権についてとても危惧していたんですけども、双方が話し合いの中で持つということでした。ということなので、そこは納得しました。

そして、今後の事業の展開に当たっては、自治体としての権利と、本町の権利と独立性は守られるべきということを主張した上で賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほどの執行部答弁の中で、私の質問に対して、先行した入った市町からのお話としてデメリットはないと。そして、入ることによっていろんなプラスがあるというふうにお聞きしましたので、私は遅まきながらこの入ることについて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第24. 議案第24号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について**

○議長（是石 利彦君） 日程第24、議案第24号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 議案書37ページをお願いいたします。

議案第24号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する提案でございます。

令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村退職手当組合に加入することとなりました。



このことに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書38ページ、附属資料17ページを御覧ください。

福岡県市町村職員退職手当組合の一部を変更する規約。

福岡県市町村職員退職手当組合同規約（昭和36年県指令36地第903号許可の1）を次のように変更する。

別表第1、田川郡の項中「下田川清掃施設組合」の次に「田川地区広域環境衛生施設組合」を加える。

続きまして、資料は、次のページ、18ページになります。

別表第2、第5区の項中「下田川清掃施設組合」を「下田川清掃施設組合田川地区広域環境衛生施設組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25. 議案第25号 吉富漁村センターに係る指定管理者の指定について

○議長（是石 利彦君） 日程第25、議案第25号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 議案書39ページをお願いいたします。

吉富漁村センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき吉富漁村センターに係る指定管理者を次のとおり規定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者の名称、喜連島上、喜連島下、高浜自治会、代表、喜連島下自治会。
- 2、管理を行わせる施設の名称及び所在地、吉富漁村センター、吉富町大字小犬丸351番地3。
- 3、管理を行わせる期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。
- 4、管理業務の範囲、利用の許可、利用料金の収支、施設及び施設の維持管理、上記業務に付随する業務。
- 5、利用料金に関する事項、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例第20条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

この件につきましては、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例に基づき、漁村センターの指定管理者について、令和3年1月22日から2月5日までの15日間、町の掲示板及び町のホームページにおいて公募した結果、喜連島上、喜連島下、高浜自治会、代表、喜連島下自治会の1団体からの応募がございました。

吉富漁村センターの設置目的は、漁業振興と地域の活性化を図るため、漁業者の研修施設の核として漁業集落地区住民の交流の拠点とするものです。この設置目的を最も効果的に達成するには、今回、応募のあった漁業集落地区である喜連島上、喜連島下、高浜自治会が連携し、指定管理業務を行うことが適当であると考えております。

この団体を指定管理者として指定するためには、地方自治法の規定により施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間について議会の議決を必要とするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今度、すみません、これで吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例のほうを確認していないので、ごめんなさい、お聞きしたいんですけども、公募をして、結局この団体しか来なかったそうなんですけど、仮に例えばまちづくり会社がこれを管理したいというふうに公募に来れたのか、来れなかったのか、仮にそういう場合はどうなるのか、ちょっと町に基準があるのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

指定管理者とすることのできる団体としまして、地方自治法上は特段の制限はなく、まちづくり会社でも管理できることになっております。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 答えになっておる。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号吉富漁村センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間御苦労さまでした。

午後 2 時31分散会

---